

川崎市立高等学校(全日制)の入学選考料納付方法について

1 納付方法

(1) 納付書1枚目の〔納入〕欄に、志願者の住所・電話番号・志願者本人の氏名・中学校名を記入してください(下記見本参照)。

※ 記入にあたっては、必ず黒か青のボールペンを使用し、鉛筆等の消える筆記具は使用しないでください。また、修正する場合は二本線で訂正し余白を利用して正しい記載をしてください。(修正液での訂正は不可) 4枚複写のため、筆圧を強めに記入してください。

見本

この用紙は、機械で処理しますので、折ったり汚したりしないでください。

〔納入〕欄に、志願者の住所・電話番号・志願者本人の氏名・中学校名を記入してください。

〔納付場所〕欄に、川崎市が指定する金融機関(裏面をご確認ください)の取りまとめ店(ゆうちょ銀行横浜府金事務所センター 下224-8734)に、共通選抜の納付期間内のみ取り扱います。

執行課(所)名: 川崎市教育委員会 総務部 学務課

川崎市立高校(全日制)用
令和5年度高等学校入学選考料

共通選抜 納付期間
【令和5年 1/4(水) ~ 令和5年 1/31(火)】

※募集期間最終日[2/1(水)]は志願先の学校で現金納付してください。

収納日付印

4枚目まで収納印を押印してください。

〔金融機関の方へ〕この用紙は、機械で処理しますので、折ったり汚したりしないでください。

全日制であることを御確認ください。

納付書は1枚目「収納済通知書」、2枚目「原符」、3枚目「納付書・領収書」、4枚目「収入済証明書」の4枚複写です。(全日制用・定時制用の2種類がありますので、ご注意ください。)

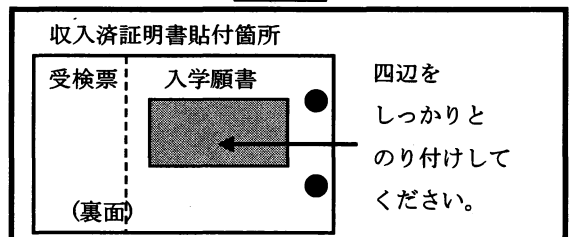
(2) 納付期間内に納付書裏面に記載されている金融機関の窓口で、記入済の納付書を添えて入学選考料を納付してください。その際、金融機関から「納付書・領収書」と「収入済証明書」(納付書の3・4枚目)が交付されますので、必ず受取ってください。

(3) 「納付書・領収書」(3枚目)は各自保管してください。

(4) 「収入済証明書」(4枚目)を願書の裏面にのり付けし、志願する高等学校へ提出してください。

(右図1参照)

図1



注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別紙「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 横浜市立及び横須賀市立高等学校を受検する場合は、各自で志望校に納付方法をお問い合わせください。
- 3 川崎市立以外の中学校に在学中の方は、納付書を居住地の各市町村教育委員会まで請求してください。
- 4 次の場合は、入学願書提出の際に高等学校の窓口で現金により納付してください。
 - (1) 志願変更期間中に県立及び川崎以外の市立高等学校から川崎市立高等学校への志願変更に係る入学選考料を再納付する場合
 - (2) 募集期間の最終日〔2/1(水)〕に納付する場合
 - (3) 収入済証明書を紛失又は願書に貼付し忘れた場合
 - (4) 二次募集に志願する場合

2 金融機関での納付期間

入学選考料納付期間

令和5年1月4日(水)～令和5年1月31日(火)

3 取扱金融機関

川崎市が指定する金融機関（納付書裏面に記載）

4 入学選考料の免除

川崎市では、生活保護を受けている方、保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮されている方に対して、入学選考料を免除する制度があります。詳しくは在籍している中学校にお問合せください。

5 入学選考料の返還

一度納付された入学選考料は原則として返還いたしません。ただし、下記に該当する場合は返還しますので募集期間終了日から10日以内に、「還付請求書」及び「振込先金融機関の預金通帳のコピー（口座名義がカタカナで記載されている箇所）」、「納付書・領収書(納人保管)③」、「収入済証明書(入学願書貼付用)④」を川崎市教育委員会総務部学事課に提出してください。

- (1) 志願校が川崎市立高等学校以外の高等学校であるにもかかわらず、誤って川崎市立高等学校の納付書により入学選考料を納付してしまった場合。
- (2) 川崎市立高等学校の入学選考料を納付した後、願書を提出するまでの間に、志願校を川崎市立高等学校以外の高等学校へ変更した、志願そのものを取りやめる等、川崎市立高等学校に願書を提出しなかった場合（志願変更の場合等、川崎市立高等学校へ願書提出後は返還しません。）。
- (3) 収入済証明書(入学願書貼付用)を紛失又は願書に貼り付けるのを忘れて、願書提出時に窓口で入学選考料を改めて現金で納付した場合。
- (4) 入学選考料を一度納付した後に、出願前に授業料等免除申請書を提出していた入学選考料について、免除の決定を受けた場合。
- (5) その他、入学選考料を二重に納付した場合。

<問合せ先>

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 TEL044-200-3269

川崎市立高等学校(定時制)の入学選考料納付方法について

1 納付方法

(1) 納付書1枚目の〔納人〕欄に、志願者の住所・電話番号・志願者本人の氏名・中学校名を記入し、共通・定通分割選抜のどちらかの口欄に○を記入してください(下記見本参照)。

※ 記入にあたっては、必ず黒か青のボールペンを使用し、鉛筆等の消える筆記具は使用しないでください。また、修正する場合は二本線で訂正し余白を利用して正しい記載をしてください。

(修正液での訂正は不可) **4枚複写のため、筆圧を強めに記入してください。**

見本

この用紙は、機械で処理しますので、折ったり汚したりしないでください。

川崎市 収納済通知書 (公納) 口座番号 00230-0-960211 加入者 川崎市会計管理者 (川崎市保管) ①

ID	年度	区分	会計	款	項	目	節	細節	細々節
70	0	4	1	0	1	1	6	0	2
調定番号	2	2	8	1	8	8	0	0	5
整理番号									

金額 11020530 十億 百万 千 円

納人コード 880540 執行課

〔納人〕

< 志願者住所 > []-[]-[]-[]-[]-[] 市町村
区
< 電話番号 > - -
< 志願者氏名 > 様
< 中学校名 > 立 中学校

川崎市立高校(定時制)用
令和5年度高等学校入学選考料

該当する区分に○をご記入ください。

共通選抜 納付期間【令和5年1/4(水)～令和5年1/31(火)】

定通分割選抜 納付期間【令和5年2/17(金)～令和5年3/2(木)】

※募集期間(共通2/1(水)・定通分割3/3(金)・定時制3/3(金)のいずれかの日に学校で現金納付していただきます。

取納日付印

※ 既卒者の場合は中学校名の記載は不要です。
(裏面をご確認ください。)

総務部 学務課

取りまとめ店
ゆうちょ銀行横浜野村支店センター 224-8784

共通選抜、定通分割選抜の納付期間内のみ取り扱います。

4枚目まで収納印を押印
(金融機関の方へ)この納
定時制用であることを御確認ください。

3・4枚目を交付してください。

志願者の住所、電話番号、氏名、中学校名、受検する選抜区分を記入

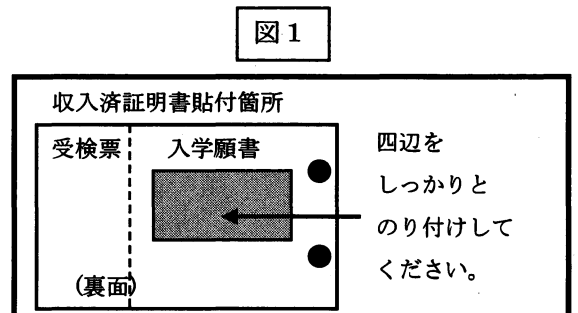
納付書は1枚目「収納済通知書」、2枚目「原符」、3枚目「納付書・領収書」、4枚目「収入済証明書」の4枚複写です。(全日制用・定時制用の2種類がありますので、ご注意ください。)

(2) 共通、定通分割選抜の該当する区分の納付期間内に納付書裏面に記載されている金融機関の窓口で、記入済の納付書を添えて入学選考料を納付してください。その際、金融機関から「納付書・領収書」と「収入済証明書」(納付書の3・4枚目)が交付されますので、必ず受け取ってください。

(3) 「納付書・領収書」(3枚目)は各自保管してください。

(4) 「収入済証明書」(4枚目)を願書の裏面にのり付けし、志願する高等学校へ提出してください。

(右図1参照)



注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別紙「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 横浜市立及び横須賀市立高等学校を受検する場合は、各自で志望校に納付方法をお問い合わせください。
- 3 川崎市立以外の中学校に在学中の方は、納付書を居住地の各市町村教育委員会まで請求してください。
- 4 次の場合は、入学願書提出の際に高等学校の窓口で現金により納付してください。
 - (1) 志願変更期間中に県立及び川崎以外の市立高等学校から川崎市立高等学校への志願変更に係る入学選考料を再納付する場合
 - (2) 募集期間の最終日に納付する場合
共通選抜〔2／1(水)〕
定通分割選抜〔3／3(金)〕
 - (3) 収入済証明書を紛失又は願書に貼付し忘れた場合
 - (4) 二次募集に志願する場合

2 金融機関での納付期間

区 分	入学選考料納付期間
共通選抜	令和5年1月4日(水)～1月31日(火)
定通分割選抜	令和5年2月17日(金)～3月2日(木)

3 取扱金融機関

川崎市が指定する金融機関（納付書裏面に記載）

4 入学選考料の免除

川崎市では、生活保護を受けている方、保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮されている方に対して、入学選考料を免除する制度があります。詳しくは、在籍している中学校にお問い合わせください。

5 入学選考料の返還

一度納付された入学選考料は原則として返還いたしません。ただし、下記に該当する場合は返還しますので募集期間終了日から10日以内に、「還付請求書」及び「振込先金融機関の預金通帳のコピー（口座名義がカタカナで記載されている箇所）」、「納付書・領収書(納人保管)③」、「収入済証明書(入学願書貼付用)④」を川崎市教育委員会総務部学事課に提出してください。

- (1) 志願校が川崎市立高等学校以外の高等学校であるにもかかわらず、誤って川崎市立高等学校の納付書により入学選考料を納付してしまった場合。
- (2) 川崎市立高等学校の入学選考料を納付した後、願書を提出するまでの間に、志願校を川崎市立高等学校以外の高等学校へ変更した、志願そのものを取りやめる等、川崎市立高等学校に願書を提出しなかった場合（志願変更の場合等、川崎市立高等学校へ願書提出後は返還しません。）。
- (3) 収入済証明書(入学願書貼付用)を紛失又は願書に貼り付けるのを忘れて、願書提出時に窓口で入学選考料を改めて現金で納付した場合。
- (4) 入学選考料を一度納付した後に、出願前に授業料等免除申請書を提出していた入学選考料について、免除の決定を受けた場合。
- (5) その他、入学選考料を二重に納付した場合。

<問合せ先>

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 TEL044-200-3269